

意見書案第9号

統一協会問題の徹底究明と実効性ある救済措置を求める意見書案を提出するについて

宇治市議会会議規則第14条第1項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月26日提出

提出者 宇治市議会議員 宮本 繁夫

同 山崎 恭一

同 坂本 優子

同 渡辺 俊三

同 山崎 匡

同 大河 直幸

同 徳永 未来

宇治市議会議長 堀 明人様

統一協会問題の徹底究明と実効性ある救済措置を求める意見書

統一協会（世界平和統一家庭連合）問題は、1967年に「親泣かせの原理運動」として社会問題化した。1970年代から「靈感商法」、1990年代以降は信者からの献金や財産の献上として巨大な資金を集め、被害が広がった。その手法で特徴的なのは、安倍元総理をはじめ有力政治家と結びつきその知名度と権威を利用して信者を獲得してきたことにある。

この問題の被害者救済と再発防止のためには、関係した政治家や政治への関与をすべて明らかにすることが不可欠である。共同通信社による全国の知事・都道府県議・政令指定都市市長への調査では、都道府県議は334人が教団や関連団体と接点があると答えているが、157人が回答していない。反社会的カルト集団と政治家が深い関係をもっていることの解明はまだ始まったばかりであり、徹底した究明が必要である。

被害者救済のための新法は、いわゆるマインドコントロールに適切に対応できない等極めて不十分である。寄付を勧誘する際に法人側が「自由な意思を抑圧し、適切な判断が困難な状況に陥らないようにすること」を「配慮義務」とするよう規定しているが、取り消しの対象とする「禁止事項」としなければ効果が期待できない。政府も「配慮義務違反」が立証できてもそれだけでは財産が戻ってこないと認めている。全国靈感商法対策弁護士連絡会なども防止効果が弱く救える対象が狭いと指摘している。

救済新法は、「施行後2年を目途として検討」とする附帯決議が可決されたが、早急な検討と改善が必要である。

よって、国におかれては、統一協会問題の徹底した真相究明と実効性を高める救済措置を早急に講じるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 日

京都府宇治市議会議長 堀 明 人

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	松本剛明様
文部科学大臣	永岡桂子様
内閣官房長官	松野博一様
内閣府特命担当大臣（デジタル改革 消費者及び食品安全）	河野太郎様